

報道関係者 各位

令和4年10月14日

【照会先】

福岡労働局労働基準部監督課

監督課長 小河 征午

主任労働基準監察監督官 坂田 憲一郎

(代表電話) 092 (411) 4862

(直通電話) 092 (411) 4521

## 外国人技能実習生の実習実施者に対する令和3年の 監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは67.2%の160事業場～

福岡労働局では、令和3年に、労働基準監督署が外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。以下同じ。）に対して行った監督指導等の結果について取りまとめましたので、公表します。

### 【ポイント】

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した **238事業場** のうち **160事業場** (67.2%)。
- 主な違反内容としては
  - ① 使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 **84件** (52.5%)
  - ② 労働時間 **39件** (24.4%)
  - ③ 割増賃金の支払 **38件** (23.8%)
  - ④ 年次有給休暇 **22件** (13.8%)
  - ⑤ 労働条件の明示 **16件** (10.0%)の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転による経済発展など国際協力を推進することを目的としています。

福岡労働局及び労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対して監督指導を実施し、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事業場に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

# 技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果 (令和3年1月～令和3年12月)

## 1 監督指導状況

監督指導実施事業場数

238事業場

違反事業場数

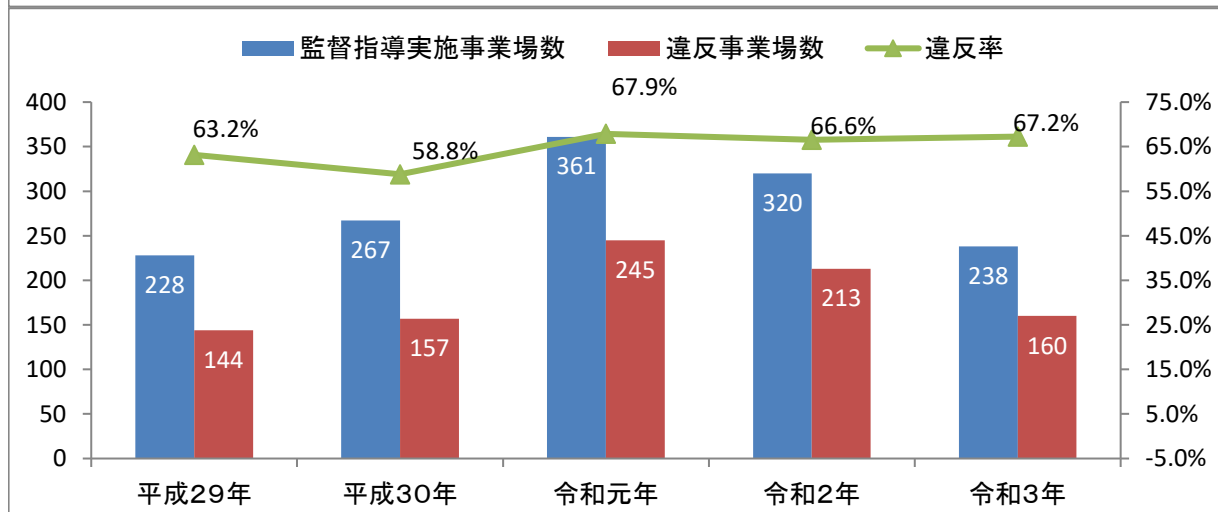
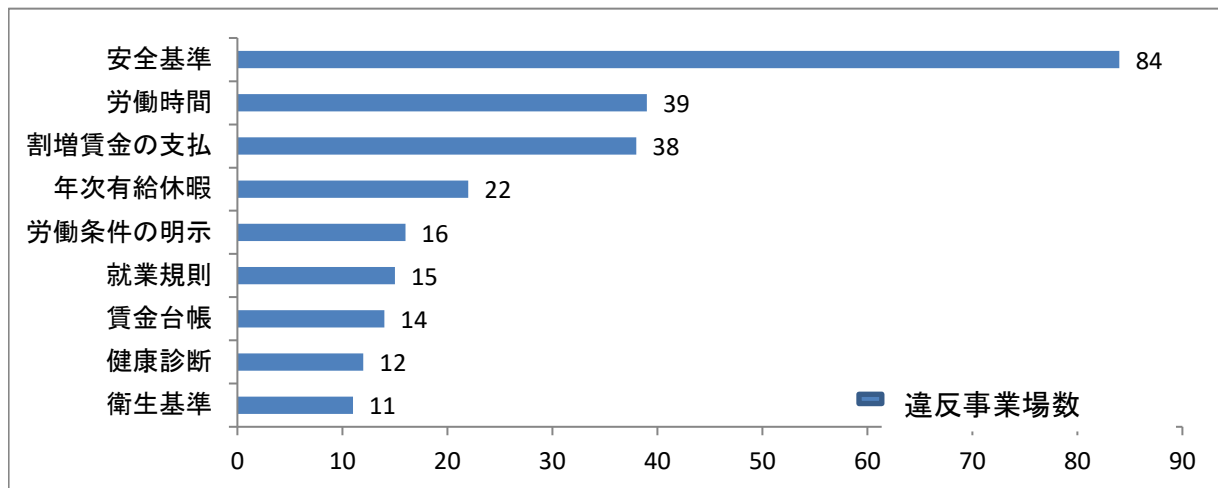
160事業場 (67.2%)

主な違反内容	違反件数(※1)
労働基準法 第15条 (労働条件の明示)	16 (10.0%)
同 法 第24条 (賃金の支払)	9 (5.6%)
同 法 第32・40条 (労働時間)	39 (24.4%)
同 法 第37条 (割増賃金の支払)	38 (23.8%)
同 法 第39条 (年次有給休暇)	22 (13.8%)
同 法 第89条 (就業規則)	15 (9.4%)
労働安全衛生法 第20～25条(安全基準)	84 (52.5%)
同 法 第20～25条(衛生基準)	11 (6.9%)
同 法 第66条(健康診断)	12 (7.5%)
最低賃金法 第4条 (※2)	3 (1.9%)

※1 1つの事業場で複数の違反が認められることがあるため、違反件数と違反事業場数は一致しない。

※2 約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る。

※3 違反件数の割合は、違反事業場数に対する割合。



## 監督事例 1

### 概要

技能実習生に対する不適正な雇用管理等について、関係機関と合同で実施した監督指導事例

### 違反内容

40名を超える中国人技能実習生が作業に従事している印刷業の会社に、外国人技能実習機構と合同で監督指導を実施したところ、技能実習生が月100時間を超える時間外労働を行っていたことが認められ、また、時間外労働及び深夜労働の割増賃金の一部が支払われていなかったもの。

### 指導事項

- ✓ 時間外労働・休日労働に関する協定(通称:36協定)で締結した限度時間を超えて100時間を超える時間外労働を行わせていたことについて是正勧告(労働基準法第32条第1項・第2項、労働基準法第36条第6項違反)
- ✓ 時間外労働及び深夜労働の割増賃金の一部不払について是正勧告を行うとともに不足額について遡及し、差額の支払を指導(労働基準法第37条第1項違反)

### 指導後の会社の取組

- ✓ 一人当たりの業務量を平準化し、時間外労働の削減を行った。
- ✓ 不足していた時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金を遡って支払いを正した。

## 監督事例 2

### 概要

技能実習生に係る労働災害発生を契機とした監督指導事例

### 違反内容

きのこ栽培を営む会社で技能実習を行っていたベトナム人技能実習生が、びん詰工程を行っていた際に、びん詰機に培地(キノコが生育する土台)がこぼれていたため、取り除こうとした際に、左手がびん詰機にセットされていたビンと穴あけ棒の間に挟まれ負傷したものの。

### 指導事項

- ✓ びん詰機の調整作業を行うにあたり、びん詰機を停止させることなく、調整作業を行わせたことについて是正勧告(労働安全衛生法第20条、同規則第107条第1項違反)

### 指導後の会社の取組

- ✓ 被災者及び同様の業務を行う労働者に機械の調整作業を行う場合には、機械の運転を停止させる必要があることをはじめとした安全教育を実施した。

概要

技能実習生の無資格作業について、外国人技能実習機構からの通報を受けた監督指導事例

違反内容

非鉄金属等製品の回収仕分け等を営む会社で、中国人技能実習生がフォークリフトの無資格運転を行っている疑いがあるとの通報を受け、監督指導を実施したところ、フォークリフトの無資格運転、36協定を締結することなく時間外労働を行わせていたこと及び定期健康診断を実施していなかったことから是正勧告を行ったもの。

指導事項

- ✓ フォークリフトの無資格運転については是正勧告(労働安全衛生法第20条、同令第20条第11号違反)
- ✓ 36協定を締結させることなく時間外労働を行わせていたことについては是正勧告(労働基準法第32条第1項・第2項違反)
- ✓ 定期健康診断を実施していなかったことについては是正勧告(労働安全衛生法第66条第1項、同則第44条第1項違反)

指導後の会社の取組

- ✓ 無資格者にはフォークリフトを運転させないよう安全教育を実施した。
- ✓ 複数の労働者にフォークリフトの資格を取得させ、有資格者が不在とならない体制を構築した。
- ✓ 時間外労働を行わせることについて、書面による36協定を締結した。
- ✓ 定期健康診断を実施した。

## 2 福岡県内における技能実習生の労働災害発生状況

令和3年、福岡県内において技能実習生に係る休業4日以上<sup>1</sup>の労働災害は68件発生している。

国籍別では、ベトナム人52人(76.5%)、フィリピン5人(7.4%)、中国3人(4.4%)、インドネシア人3人(4.4%)、その他5人(7.4%)の順であった。

業種別では、製造業35件(51.5%)、建設業23件(33.8%)、事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ21件(30.9%)、飛来・落下12件(17.6%)の順であった。

労働災害発生件数(国籍別)

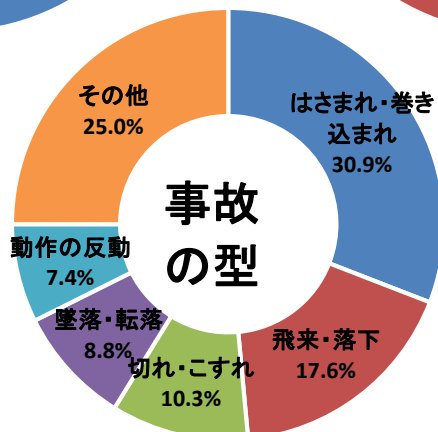
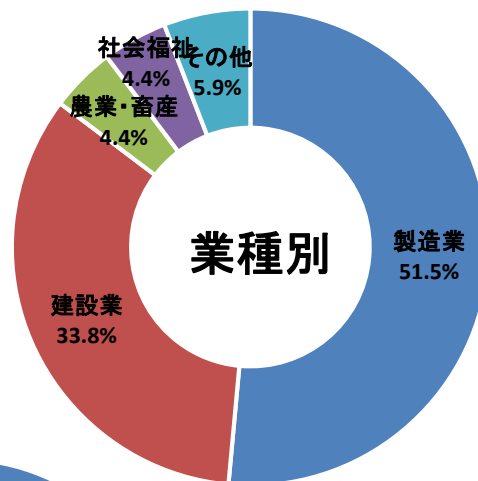
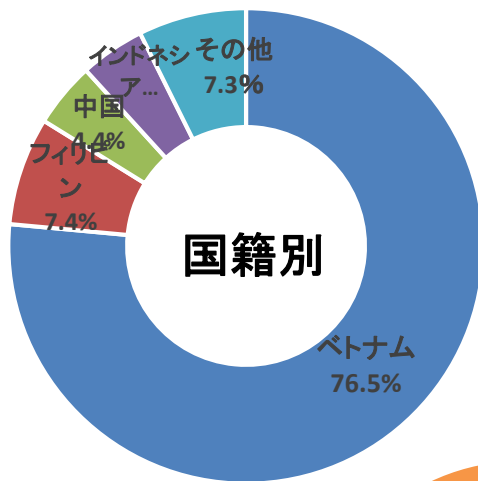
国籍	人数
ベトナム	52
フィリピン	5
中国	3
インドネシア	3
その他	5
合計(人)	68

労働災害発生件数(業種別)

業種	件数
製造業	35
建設業	23
農業・畜産	3
社会福祉	3
その他	4
合計(件)	68

労働災害発生件数(事故の型別)

事故の型	件数
はさまれ・巻き込まれ	21
飛来・落下	12
切れ・こすれ	7
墜落・転落	6
動作の反動	5
その他	17
合計(件)	68



### 3 福岡労働局と出入国管理機関等との相互通報の状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、福岡労働局と出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。

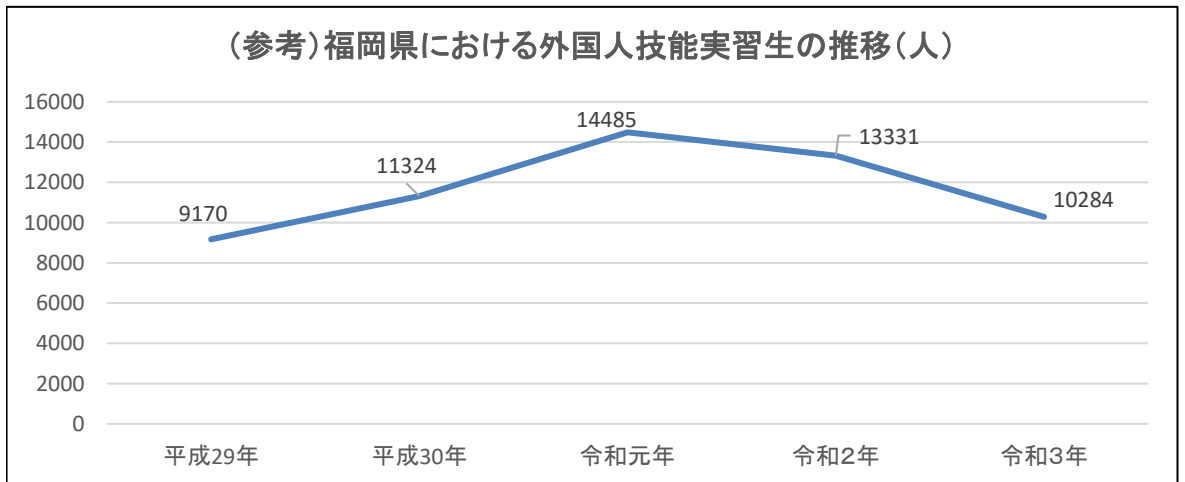
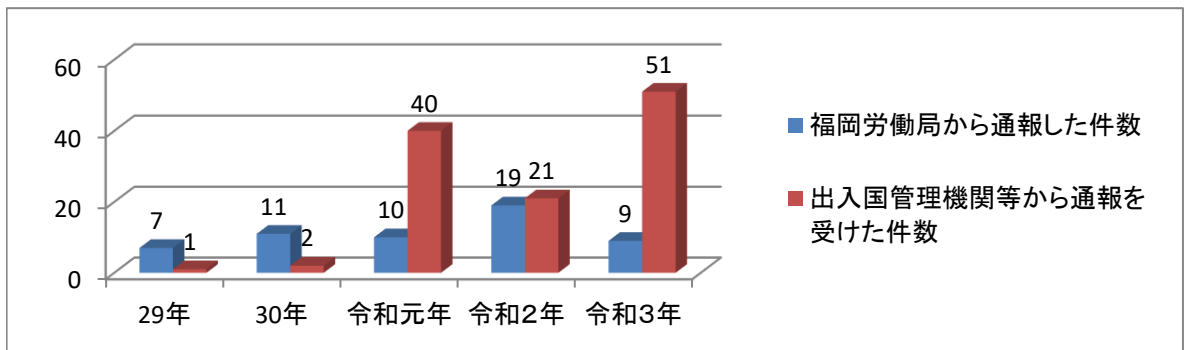
令和3年に、福岡労働局から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報(※1)した件数は9件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から福岡労働局へ通報(※2)された件数は51件である。

福岡労働局が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

監督指導等の結果を相互に通報する以外に強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。

- ※1 福岡労働局から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案  
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- ※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から福岡労働局へ通報する事案  
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年
福岡労働局から通報した件数	7	11	10	19	9
出入国管理機関等から通報を受けた件数	1	2	40	21	51



出典：法務省－在留外国人統計

## 外国人労働者向け相談ダイヤルの御案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは180秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語	月～金		0570-001-705
ベトナム語	月～金		0570-001-706
ミャンマー語	月		0570-001-707
ネパール語	火、水、木		0570-001-708
韓国語	木、金		0570-001-709
タイ語	水		0570-001-712
インドネシア語			0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)			0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

## 労働条件相談ほっとラインの御案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからでも御利用いただけます。

「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	○平日（月～金） 午後5時～午後10時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語			0120-531-403
スペイン語	火、木～土		0120-531-404
タガログ語	火、水、土		0120-531-405
ベトナム語	水、金、土		0120-531-406
ミャンマー語	水、日		0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語	木・日		0120-613-801
タイ語			0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0120-613-804
モンゴル語		0120-613-805	